

## イギリス資本主義の発展と自由貿易政策

——パーマストンの対外政策と「自由貿易帝国主義」——

東田雅博

## 一、本稿の課題と「自由貿易帝国主義」論

今日のイギリス史研究は、諸々の「再検討」により満されている。十九世紀イギリス史研究についてもその事情は変わることはない。十九世紀史の場合、「小英国主義」、「夜警国家」論などがほぼ「神話」として葬り去られ、またかつてのようなブルジョアジーの興隆(一八三二年の選挙法改正、四六年の穀物法撤廃をメルクマールとする)の描写も全面的に書き改められている。

ここで列挙した諸問題を、個々別々に批判・修正しただけではおそらく新たな十九世紀イギリス史像構築の試みは豊かなものとはならないであろう。それらの総合的批判こそが実りある成果をもたらすであろう。とはいえ、もちろんこれは容易ならざる仕事である。しかし、少くとも、こうした諸問題の批判的再検討は、それらの関連性を意識しつづなされねばならない。本稿は、これらの問題の関連性を念頭に、とりあえず十九世紀中葉におけるイギリスの世界的

地位に関わる問題の再検討を試みることを課題としている。

十九世紀のイギリス資本主義の確立・展開は、自由貿易を武器として、世紀中葉に資本主義の世界体制を創出し、その中でイギリスは「世界の工場」・「世界の銀行」として君臨していた。かつて、このイギリスにとって黄金時代と呼びうる時代のイギリスの世界的地位に関する歴史像はかの「小英国主義」により形成されていた。こうした歴史像は一九五〇年代に、J. Gallagher と R. Robinson の画期的論文「The Imperialism of Free Trade」<sup>②</sup>の登場により崩れ去った。ギャラハロビンソンは、通説に反して十九世紀中葉はこの時代の工業化を起動力として可能ならば「併合よりもより巧妙な方法」である「非公式」的手段による「非公式帝国」——ここでは自由貿易による間接支配が行われる——の建設、必要とあらば端的に併合を意味する「公式」的手段による「公式帝国」——ここでは直接的植民地支配が行われる——の建設という政策原理でイギリスの領土的・経済的膨脹が一貫して行われた時代であったとい

う。そして、かくの如きイギリスの「世界政策」を彼らは「自由貿易帝国主義」と呼んだのである。

「小英国主義」は、確かにこの「自由貿易帝国主義」論により葬り去られたが、この「自由貿易帝国主義」が学界において完全に定着したわけではない。特に D. C. M. Platt を中心としてそれに対する「留保」・「反対」<sup>③</sup>が執拗に唱えられているからである。その第一の論点は、対外進出に際しての政府の役割をめぐってである。ギャラハロビンソンは政府の役割を高く評価するのであるが、プラットは経済的利害を政治的手段で促進することについて政府はきわめて控え目であったとし、彼らの政府の役割についての議論は「イギリスの諸政府は一貫して利害関係のある様々な諸地域の状況に応じて最適の手段によりイギリスの覇権を確立・維持しようとした」という誤った想定に基づくものであるという。第二の論点は、イギリス商工業者らがその勢力を全世界に拡大しようという決意を持っていたかどうかをめぐってである。プラットは、イギリス産業界は、ギャラハロビンソンが「非公式帝国」とした中国、ラテン・アメリカなどの遠隔地市場に対して「無関心」であったという。

本稿の課題は、第一に、特に第一の論点に焦点を合わせて「自由貿易帝国主義」への「留保」・「反対」に反駁し、「自由貿易帝国主義」論を擁護することである。換言すれば、十九世紀中葉におけるイギリスの「世界政策」としての「自由貿易帝国主義」を立証すること、イギリス資本主義の世界的展開がこの「自由貿易帝国主義」により導びかれたことを立証することである。(但し、世界的展開と

いっても本稿では特にアジア地域に視野を限定している)。その際、政府の性格・機能についての分析が中心課題とされる。第二に、従来の「自由貿易帝国主義」論では意識されてこなかった「自由貿易帝国主義」の国内政治への反作用という問題を明らかにすることである。「自由貿易帝国主義」が、帝国主義を社会的帝国主義と解釈する理論において強調される機能、すなわち、国内の危機・矛盾を国外に逸らすことによる社会の安定化という機能を果たしていたというわけではないが、後に見るように、「自由貿易帝国主義」の遂行は、国内の危機・矛盾を国外に転嫁することによってではなかったが、国内の政治状況・構造と関連しながら、やはり社会の安定化に相似した機能を果たしていたと考えられるのである。「自由貿易帝国主義」のこうした側面を見落すことはできないと思われる。

要するに、「自由貿易帝国主義」論を手懸りとして、イギリスの政治状況・構造との関連において、特にアジア地域を中心にして十九世紀中葉におけるイギリスを中心とする資本主義の世界的展開の実態を検討すること、これが本稿の課題である。

註① とりあえず次を参照。柴田三千雄・松浦高嶺編『近代イギリス史の再検討』、一九七二年、岡田与好「自由放任主義と社会

改革』、『社会科学研究』第二七巻四号、一九七六年。

② Econ. Hist. Rev., 2nd Ser., VI, 1953.

③ Ibid.; R. Robinson & J. Gallagher, *Africa and the Victorians: The Official Mind of Imperialism*, London, 1961, p. 5.

- ④ D. C. M. Platt, "The Imperialism of Free Trade: Some Reservations", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd Ser., XXI, 1968.
- ⑤ Do, "Further Objections to an 'Imperialism of Free Trade', 1830—60", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd Ser., XXVI, 1973.
- ⑥ 以下は「自由貿易帝国主義」論争については、我が国でも多数の紹介があるが、そのうち主要なものは次のとおり。矢口孝次郎『自由貿易帝国主義』論、同編著『イギリス帝国経済史の研究』一九七四年、毛利健三『自由貿易帝国主義』論争の意義と限界——自由貿易物神崇拜の視点から——、『社会科学研究』第二六巻五号、一九七五年。

⑦ D. C. M. Platt, "Some Reservations", p. 306; do, *Finance, Trade and Politics in British Foreign Policy 1815—1914*, Oxford, 1968, pp. 360—362.

⑧ Do, "Further Objections", p. 79.

⑨ 擁護するところでも、それはここで要約した限りでの「自由貿易帝国主義」論についてであって、筆者がキャラハン・ロビンソンの議論のすべてを認めるというわけではない。例えば、彼らはその「自由貿易帝国主義」論でホブソン、レーニンらの「経済的帝国主義」を批判しているが、J. Gallagher & R. Robinson, "The Imperialism of Free Trade", pp. 12—15) の批判はホブソン説批判としては妥当としても、レーニン説批判としては必ずしも妥当なものではない。(但し、「イギリスにおける自由競争の全盛期、すなわち一八四〇—一八六〇年代に

時に至って商工業部門のみでなく農業部門にも自由貿易政策が適用されることになったのである。

この穀物法の撤廃は、かつては産業革命を背景とするブルジョアジーの興隆(コブデン、ブライト——反穀物法同盟)との結びつけて考えられていたのであるが、今日では地主階級による新しい事態への適応によるものと理解されている。その事情については別稿においてすでに考察したので、それに依拠しながら要点のみ記すことにする。端的にいって、撤廃は、当時トリー党の党首であり首相でもあった Sir Robert Peel を中心とするピール派 Peelites のもっていた「工業立国下地主支配」とでも名づけられるべき地主階級の政治的支配とイギリス商工業の繁栄とを結合させたヴィジョンの完成・公然化として行われたのである。反穀物法同盟とピール派の創出した政治状況の中で、ピールは、地主階級の政治的支配の維持という絶対的要請を、ハイ・ファームिंगによる外国農業との競争可能性という条件の中で穀物法⇌農業保護政策への固執ではなく、穀物法撤廃⇌自由貿易政策の確立によるイギリス商工業の世界的繁栄という方向に見出そうとしたのである。コブデンはともかく、反穀物法同盟を指導した急進派の多くの人々、そしてそれに結集した商工業者の穀物法撤廃の意図は、「イギリスの『世界の工場』としての地位の維持にあったのだが、地主階級の側も、その政治的意図はともかく、積極的に『世界の工場』イギリスにならざることを自由貿易政策を遂行する用意があったところである。『ディストリクト』、地主階級全体がそうであったところではなからず、Disraeli, Lord

は、イギリスの指導的ブルジョア政治家たちは、植民政策に反対であり、植民地の解放、イギリスからの植民地の完全な分離を「不可避的でしかる有益なものと考へてつづいた」(レーニン『帝国主義』宇高訳、岩波文庫、一一九頁)とレーニンが書いているのは事実には反しているという彼らの批判は全く正しい。参照。山下浩『自由貿易』の逆説と英『帝国の保全』(『広島大学文学部紀要』第三四巻、一九七五年、神武庸四郎)「十九世紀後半のイギリス資本主義と『自由貿易帝国主義』」、『歴史評論』三〇六号、一九七五年。「自由貿易帝国主義」は産業資本主義段階のイギリスの「世界政策」と理解すべきであろう。

⑩ Cf. Hans-Ulrich Wehler, "Bismark's Imperialism 1862—1890", *Past & Present*, No. 48, 1970.

## 二、自由貿易政策の確立

十九世紀におけるイギリス資本主義の発展にとって自由主義経済政策、なかならず自由貿易政策、の確立は緊急の課題であった。圧倒的な生産力的優位の下での自由貿易こそ世界市場制覇の主要な武器であったからである。十九世紀における自由貿易政策はいわゆる Liberal Toryism の時代から主として Huskisson の手によりある程度実施された<sup>⑪</sup>。しかし、この自由貿易政策は種々の限界を、とりわけ商工業のみを対象とし、農業部門に対しては穀物法⇌保護貿易政策を固執するという限界を持っていた。自由貿易政策の確立は一八四六年の穀物法撤廃の決定まで待たねばならなかった。この

Stanley らに率いられた保護貿易派 Protectionist party は、農業保護の存続を訴える農民・地主らの組織である反同盟 Anti-League というヴィジョンを否定し穀物法を擁護してピール派と論争した。しかし、急進派・ウィッグ・ピール派の賛成で穀物法撤廃が決定してしまつたのである。敗北した保護貿易派は一八五二年まで延命するがこの年の総選挙で敗れ最終的に解体し、これ以後自由貿易政策が全党派の政策となる。

かくして、地主・ブルジョアの同意の下でイギリス資本主義の世界制覇というナショナル・インタレストを促進する手段として自由貿易政策が確立し、遂行されることになったのである。

註① Cf. M. B. Brown, *After Imperialism*, London 1963, rev. edn. 1970, p. 71. ブラウンは次のように述べている。「自由貿易は他

国の発展を阻止するイギリスの工業上の支配の道具であった」と。

② ハスキソンの自由貿易政策については A. Brady, *William Huskisson and Liberal Reform*, London 1928 を参照。

③ 以下詳しくは拙稿「穀物法撤廃の政治過程」(『史学研究』第一三二号、一九七六年)を参照。

④ B. Semmel, *The Rise of Free Trade Imperialism*, Cambridge U.P. 1970, p. 166; W. D. Grampp, *The Manchester School of Economics*, London 1960, p. 5.

## 三、パームストンの対外政策の基調とナショナルリズム

前章で述べたように、「世界の工場」イギリスにとっては自由貿易がナショナル・インタレストを促進するものとして遂行される必要があったし、その政治体制も一八二〇年代以後次第に確立しつつあった。

ところで自由貿易とは何であろうか。圧倒的な生産力的優位を持つイギリスを基軸とする当時の世界経済の構造の中では、自由貿易は決して抽象的・平和的な経済理論ではなかった。それは、端的に言ってイギリスの資本制商品・資本を他国に流入させるための、当時の世界的状況の中で考えられる最適の手段であった。自由貿易の拡大とは、要するにイギリスの資本制商品・資本の市場の拡大に他ならない。従って、イギリスが自由貿易政策を採用したからといって世界の他の国々がそれに従うとは限らない。他国に自由貿易を強要するにはどうしても何らかの国家権力の助力を必要とするであろう。それでは、イギリス政府は市場の拡大——自由貿易の拡大のためにどれほど活動する用意があったのか。換言すれば、イギリス政府はイギリス資本主義の世界的展開にどれほど関わる用意があったのか。それを知るには当該階級のイギリス政府の対外政策を見る必要がある。

この十九世紀中葉においてイギリス政府の対外政策を代表したのはパームストンであるといって差支えない。この時期パームストンはイギリスのナショナル・インタレストを擁護・促進することを自覚している。要するに十九世紀を通じて欧米市場からアジア市場等の後進地域にイギリス綿工業の輸出の重心が移っていく傾向がみられるのである。そして、この綿工業の輸出市場の重心の移動こそがイギリス資本主義の世界市場制覇の先陣をなし、資本主義の世界体制を創出していくことになる。イギリス綿工業がまず「自由貿易帝国主義」の社会的推進力となる理由はここにある。

こうした事実を照らして考えてみれば、パームストンのいう「ヨーロッパ製造業の競争が我々の生産物を急速に排除しつつある」という認識は、ヨーロッパ綿工業の確立とその国内市場からのイギリス綿製品の排除という事実を把握したものと見える。一八三五年にすでに Baines がアメリカ、フランス、ドイツにおける綿工業の発展を警告しており、一八四〇年には、マンチェスター商業会議所会長の J. B. Smith が輸入関税に関する調査特別委員会でロシア、ドイツ、プロシヤ、オランダ連合国において織布業が確立したためにイギリス綿製品のヨーロッパ向の輸出が減少したと証言していた。欧米諸国での綿工業の確立の時期決定、ならびにそのことにより実際上どの程度イギリス綿製品が市場から排除されたのかについては本稿の課題ではないが、ともかくこの頃からヨーロッパ市場での競争が早くも意識され始め、ナショナル・インタレストの主軸をなすイギリス綿工業のために新たな市場をヨーロッパの外で開拓する必要に迫られていたのである。

そして、この新たな市場を開拓することが「政府の仕事」と認識されていたのである。では、その方法はどうか。パームストンは別

らの任務として活躍し、「国の内外においてイギリスの具現者」となっていたのである。アヘン戦争の渦中(一八四一年)、彼はインド総督 Lord Auckland 宛書簡の中で次のように述べている。

「ヨーロッパ工業の競争はヨーロッパ市場から我が国の生産物を急速に排除しつつある。我々は我が国の産業の生産物の新しい市場を世界の他の部分で全力をもって探す努力をしなければならぬ。我々が生産しうるすべての製品に需要を提供するに十分世界は大きく、人間が必要とする物も多い。しかし、市場への道を開き確保することは政府の義務である」。

これが「自由貿易帝国主義」なるタームで呼ばれる十九世紀中葉のイギリスの対外発展の基本的発想であるといつてよからう。さて、ここで問題となっている産業は綿工業以外には考えられない。イギリス綿工業は十九世紀の半ばまでに機械制大工業として確立し、十九世紀を通じて常に五〇%以上の輸出依存率を示すマッシュン輸出を敢行してイギリスの海外輸出の首位の座を維持しつづけ、当該段階において文字通りイギリスの対外関係の主軸をなしていた。こういう意味で綿工業は、対外的にイギリスのナショナル・インタレストを代表するものといつてよかつた。ここでは市場が問題なので、それを Edgemo の表でみておこう。綿糸の場合、十九世紀の前半にはヨーロッパ市場が圧倒的割合を占めているが、後半にはその比重は低落し、代ってインド・極東市場の比重が高まり、一八八〇年代には両者の割合はほぼ同率になる。綿布の場合も、最初は欧米市場が中心であるが、やはり次第にインド・極東市場の比重が高まって

の機会に(一八三九年八月)次のように述べている。「現在の我が国の通商の全般状況からみて、我が国の貿易の新しいチャンネルを開拓し、既成のチャンネルを拡大することは我々の義務である。その目的が最上かつ最も効果的に達成されるのは通商条約の締結によってのみではない。平和を維持することによってイギリスの通商を相当程度に援助・増進することに成功してきたと私は信じている。というのは、そのことなしに通商の繁栄を期待するのは無駄であるからです」と。従って、その方法はまず通商条約(自由貿易を主内容とする)の締結であるが、彼にいわせれば「平和を維持する」ことでも通商の拡大が為されるという。「平和を維持する」とは、どういうことか。「我が国の海軍を他国のそれよりも強くすること以上に我が国が平和を維持するために持ちうるより良い、より必要な保障はない」という彼の発言から判断すれば、軍事力、とりわけ海軍力の増強を背景とする「平和の維持」に他ならない。この「平和の維持」には次のような事柄も含まれよう。「イギリス臣民は、世界のどの地にいようと、イギリスの監視の目と武力 strength とが彼を不正と悪に対して保護してくれるであろうことを確信してよい」というようなイギリス臣民の保護という役割である。以上の叙述の補強のために、更にもう一つパームストンのスピーチを引用しておこう。「我々が七つの海に価値ある諸権益をもつ商業国であること、更に我々が広大かつ価値ある植民地を領有していることを考えるならば、有能な海軍を維持することが我が国の議会の最も重大な義務であるべきことは明白である」。

「我々の指導原理は、できるだけ国益を増進させることである」<sup>⑥</sup>と考えていたパーマストンにとつて、ヨーロッパ外の新しい市場を必要としていたイギリス商工業者、なかならず綿工業資本の要請に依りて、世界最強の海軍を背景として海外市場——植民地——「公式帝国」と「七つの海の価値ある諸權益」——「非公式帝国」——を拡大・維持するために政府が活動することは当然のことであつたといえる。ここに、当該段階におけるイギリスの「世界政策」としての「自由貿易帝国主義」の政策主体がその全容を現わしている。その最大の立役者はもちろんパーマストンである。そして、パーマストンの対外政策の基調は彼の死に至るまで変ることにはなかつたのである。

さて、では次に彼の如き対外政策、換言すれば、イギリス資本主義の世界的展開のための自由貿易の拡大の方法は、議会、あるいは世論にどう受け入れられたであろうか。結論的にいえば、議会では多少の抵抗を受けながら、世論からはほぼ手放しの賞賛をもつて受け入れられ、後者の支援(ナッシュナリズム)を支えとして彼の如き政策がイギリスを世界市場制覇へと導いたのである。

ここでは、対中国政策を例にとろう。アヘン戦争の時には、野党のトリーがこの戦争を非難したが、党派的反対にすぎず、パーマストンに対する不信任決議も否決されてしまった。しかも、次章で見られるようにこの戦争に結着をつけた南京条約はトリー政府により締結されたが、その内容はほぼパーマストンの提示した条件に沿うものであつた。また、世論は、後に見るように、この戦争の結果を大いに歓迎した。アロー号事件の時には、清国駐在全權使節兼香港総

督 J. B. Bowring の処置(広東砲撃)をめぐって上下両院で論議が闘わされ、上院では Lord Derby が、下院ではコブデンが、それぞれパーマストンに対する不信任決議を提案し、上院では採択されなかつたが、下院では議会の憲法上の機能を無視するパーマストンの独裁への怒りを共有して成立したダービー派(保守党、ピール派、ラッセル派(自由党の一部)、マンチェスター急進派の大連合)により採択された。これに対し、パーマストンは直ちに議會を解散し、「広東で権力を掌握している一人の無礼な野蛮人がイギリスの国旗を屈辱した」というスローガンを掲げ、国民に判断を仰いだ。イギリス国民のナッシュナリズムに訴えたのだが、これは大成功を収めてパーマストンは圧勝し、他方で彼を徹底的に批判したコブデン・ブライトラのマンチェスター急進派はほとんど落選した。かくて、彼はイギリス国民の支持を得、中国での軍事行動を続行させ、ダービー内閣時の天津条約の締結(一八五八年)を経て、遂に一八六〇年に北京条約という形でその成果を獲得したのである。

次に、従来の「自由貿易帝国主義」論では意識されてこなかつた「自由貿易帝国主義」の国内政治への反作用という問題を、このパーマストンの勝利という事実を手懸りに考えてみたい。さきほどの一八五七年の総選挙でマンチェスター急進派はほとんど落選したのだが、なかでも彼らの本拠地たるマンチェスターでのブライトの落選はきわめて象徴的であつた。この時、コブデンはこのことを嘆き次のように述べている。

「かくの如き俗物性と忘恩の秘密はランカンシャーが享受している

繁栄にある。その繁栄は主としてブライトに負っているのである。

その繁栄の結果は、トリーの数を増加させ、ウィッグの政治をお上品なものにしてしまい、遂にその大部分の者が一人の熱心な急進主義者を彼らに十分お上品ではないと感じさせるに至つたのである。こうした事態は我々の輸出が現在の割合で増加し続ける限りイギリスの北部で進行するであらう。その当然の結果としてより多くのトリーが当選するであらう」。「我々はよく我々の大きなメンがチャーティズムを阻止したと自慢したが、それはこれ以上のことをした。それは、しばしばウィッグをトリーに、急進派をウィッグに変えたのである。否、そればかりではない。それは多くの非国教徒に彼らの諸原理を忘却せしめたのである」<sup>⑦</sup>。

このコブデンの文章を、「すべての国民のうちで最もブルジョワ的なこの国民(イギリス国民)が最後にはブルジョアジーとならんでブルジョア貴族とブルジョワ的なプロレタリアートをもたうと思つてゐるらしい。このことは全世界を収奪している国民にとつては、もちろんある程度まで必然的である」という一八五八年のエンゲルスによる指摘と共に考えてみれば、この問題は一応次のように説明できるであらう。地主政府がブルジョアジーの要求する政策を自らの利害に反するものでない限り、ナッシュナル・インタレストというより広い枠組の中で遂行し、そうする限り地主階級の政治的支配の安泰が保障されるという十九世紀のイギリス政治機構の中で、「全世界を収奪する国民」の政策としてのパーマストンの対外政策を支えられたイギリス資本主義の世界的展開——「自由貿易帝国主義」

の展開も、国内の社会的緊張を緩和し、「自由貿易帝国主義」を支えるナッシュナリズムを創出しつつ国内政治の安定、地主階級の政治支配の安泰を保障するものとして作用したのだといえよう<sup>⑧</sup>。

註① 自由貿易は世界平和達成の最適の手段であるというコブデンの議論を想起された。 Cf. N. McCord, *Free Trade: Theory and Practice from Adam Smith to Keynes*, Newton Abbot 1970, pp. 73-74; J. Morley, *The Life of Richard Cobden* London 1905, p. 579.

② A. Briggs, *The Age of Improvement*, London 1959, pp. 350-51.

③ Palmerston to Lord Auckland, 22 Jan. 1841 (J. Ridley, *Lord Palmerston*, London 1970, pp. 259-60).

④ P. Deane & W. A. Cole, *British Economic Growth, 1688—1959*, Cambridge U. P. 1969, pp. 31, 181.

⑤ T. Ellison, *The Cotton Trade of Great Britain*, London 1886 (new impression 1968), pp. 63-64.

⑥ E. Baines, *History of the Cotton Manufacture in Great Britain*, 1835, (reprint New York 1966)

⑦ 吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』一九六九年、一〇三頁。この時期(一八三六—四二年)はまた深刻な不況の時代であった。 Cf. S. G. Checkland, *The Rise of Industrial Society in England 1815—1885*, London 1964, pp. 17-21.

⑧ *Opinions and Policy of the Right Honourable Viscount*

Palmerston, 1852 (reprint New York 1972), p. 413.

- ⑨ 1 Mar. 1841 (*Ibid.*, p. 428)
- ⑩ 25 June 1850 (*Ibid.*, p. 496)
- ⑪ 31 Mar. 1845 (*Ibid.*, p. 460)
- ⑫ 16 May 1848 (*Ibid.*, p. 472)
- ⑬ B. Semmel, *op. cit.*, p. 152.
- ⑭ J. Ridley, *op. cit.*, pp. 255-56.
- ⑮ W. D. Jones & A. B. Brickson, *The Petties, 1846-1857*, Ohio State U. P. 1972, pp. 199-200; J. Ridley, *op. cit.*, pp. 465-68; フォルヌス「ペーマンズ内閣の敗北」『フォルヌス・ヘンダルス選集』第八巻上、一九四九年、二九一—三二頁。
- ⑯ J. Ridley, *op. cit.*, p. 468.
- ⑰ *Ibid.*, p. 469. ユーロッパの選挙後実質上解散した (W. D. Jones & A. B. Brickson, *op. cit.*, p. 203)。かくの如き運命を直面したコンテン・マライヤがイギリス政治上の位置づけられるのかも興味深い問題であるが、これについてはたゞいまは N. McCord, "Cobden and Bright in Politics, 1846-1857" *Ideas and Institutions of Victorian England*, ed. R. Robson, London 1967, pp. 87-114 を参照。ここでは「コンデン・マライヤ」がその一般的名声にもかかわらず十九世紀イギリス政治上において全くの脇役でしかなかったと述べられている。

⑱ Cobden to Mr. Hargreaves 7 April 1857 (J. Morley, *op. cit.*, p. 662) キーレンはこれをキーキブと表現しているが、事

#### 四、アジアにおける「自由貿易帝国主義」

すでに述べたように、十九世紀を経るにつれてイギリス綿工業は非ヨーロッパ地域へとその市場を拡大し、特にアジア地域への進出を強めていった。こうした綿工業を先兵とするイギリス資本主義の世界市場制覇により資本主義の世界体制が創出されるのだが、この体制の中でアジア等の低開発世界はイギリスの工業製品(主として綿製品)を購入し、もっぱらイギリスにその第一次産品を売るという「従属的・補完的経済」としてイギリスの恒久的「ヘゲモニーの下に組込まれていた。本章では、アジア地域が「自由貿易帝国主義」の展開によりイギリスの「従属的・補完的経済」として資本主義の世界体制の中に組込まれてゆくプロセスを見てゆく。

#### 1 中国

ここでは、中国とインドを取上げるが、まず中国から見ていく。パーマストンは、英・仏・米・蘭四国連合艦隊の下関砲台攻撃の年(一八六四年)、Russell への書簡の中で次のように述べている。

「日本と我々との関係は、強力で文明化した国とより弱体で文明の遅れた国との通常の不可避的段階を通過しつつあると考えています。まず通商協定の締結。次に契約の不履行、不正、賠償の要求とその拒否。交戦による賠償の強制。一時的平静。契約を破ろうとする新たな動き。優勢な軍事力の誇示が行われ、遂に両国にとり有

イギリス資本主義の発展と自由貿易政策(東田)

態の本質を衝いていかなるわけでもない。

- ⑲ D. Read, *Cobden and Bright: A Victorian Political Partnership*, London 1967, p. 136.
- ⑳ Engels to Marx, 7 Oct. 1858 (*Marx Engels on Britain, 1962*, pp. 537-38) 『フォルヌス・ヘンダルス選集』第六巻 四九〇—一九頁。
- ㉑ この点については、こうした機構の中で地主ブルジョアが「事態の真の支配者」である「ヘキリス階級」なのかを含めてより詳細な説明が必要である。これについては、筆者の説明は他日を期すとして、そのヒュマンズは「様ではないが、とりあえず以下の文献を参照されたい。F. M. L. Thompson, *English Landed Society in the Nineteenth Century*, London 1963, Chap. I, X; H. Perkin, *The Origins of Modern English Society 1780-1880*, London 1969, Chap. VIII, IX; N. Poulantzas, *Political Power and Social Classes* (First published as *Pouvoir politique et classes sociales*, 1968), London 1973, Chap. III; 吉岡昭彦「イギリス近代史研究の方法的再検討」柴田・松浦編『近代イギリス史の再検討』一九七二年。
- ㉒ こうした事態は、十九世紀のなかば以来存在したとされる「イギリス資本主義の帝国主義的特殊性」(レーニン『帝国主義』宇高訳、岩波文庫版、一七三頁)による日和見主義の培養、国全体の寄生化という現象との関連において考えられるべきものである(同、一七三—一七四頁参照)。

益な平和で安定した通商関係が樹立される。我々は中国ではこのすべての段階を経てきた。日本ではこの半分ほど通過しただけである」と。

ここに、通商協定の締結の前に軍事力の発動があったこと、更にこの全過程がより暴力的であったという事実を忘却してはいるが、文明化物神崇拜とでもいうべき「ヴィクトリア期の膨脹の精神」<sup>⑳</sup>を垣間みせながら、中国がイギリスのヘゲモニー下に組入れられていった諸段階があらさまに定式化されている。以下、順次この段階を追っていくことにしよう。

「自由貿易帝国主義」に反対するプラットは、イギリス産業界が中国などの遠隔地市場に対して無関心であったと主張しているが、<sup>㉑</sup>まずこの主張に対する反論から始めよう。ほぼ十九世紀を通じて、単に綿工業の利害代表としてのみならず、いわばイギリス財界の総本山として活躍したマンチェスター商業会議所は一八二〇年に設立されたが、この年会議所は「東インドおよび中国との貿易に関する請願書」を議会に提出し、その中で次のように中国市場への期待を述べている。「喜望峰以東の諸国、特に中国は、地球上の富裕で人口の多いこの部分との我々の通商を制限しているものが除去されるならば、この地区(マンチェスター)の綿工業にとって重要な市場となる」と。<sup>㉒</sup>つまり、マンチェスター商業会議所は、その誕生の時から中国市場に相当な関心を持っていたといえるのである。そして、この関心が単なるジェスチャーでなかったことは、彼らにより中国との通商の障害になっていると看做されていた東インド会社の貿易独

占に対する反対闘争により明らかである。その反対闘争は、マンチエスターのみならず、バーミンガム、リーズなどの商業会議所、更にリバプール東インド協会をも巻き込み、東インド会社の貿易独占を支持したのは一部の毛織物業者のみという状況の中で、一八三三年に翌三四年からの貿易独占の廃止を決定させた。

この同じ一八三三年、自由貿易論者にして組織的植民の提唱者であつた Wakefield 氏の著 *England and America* において中国における「自由貿易帝国主義」を予言していた。彼はいう。「もしもイギリス製品に対する海外の需要のうえに何らかの外国の制限があり、それがイギリス政府が除去しようるものであれば、その目的のために干渉することは、政府の本来の任務であり、義務である。貿易へのある種の制限がなければ最大量のイギリス製品を買う国民は中国人である」と。そして、事態は實際上この方向で展開してゆく。その最初の事件がいうまでもなくアヘン戦争である。

一八三四年の東インド会社の貿易独占廃止後も、イギリス商工業者の期待に反して中英貿易は順調に伸びず不安定なものであつたので、マンチエスター商業会議所などがその安定化を要求していた。こうした状況の中で起つたのがアヘン戦争である。一八四〇年二月にイギリス政府は正式に出兵を決定したが、この時、外相パーマストンは清国に次のような要求を出した。一、没収アヘンの賠償金、二、全権使節 *Eno* に傷害を負わせた代償として清国沿岸の島の割譲、三、中国商人のイギリス商人への負債を清国政府が支払うこと、四、広東のみでなく、厦門、福州、寧波、上海でも貿易を許可

すること、五、イギリス軍の中国への遠征費用を負担すること、以上である。そして、*Eno* への私信で、島の割譲にはあまり固執しておらず、それよりも完全な自由貿易が望ましいと政府の要求について補足説明を与えていた。パーマストンはこのような線に沿つて対中国交渉が行われることを期待したのであるが、一八四一年一月に締結された仮条約の内容は彼を満足させなかつた。そこで、彼はエリオットに代えて *Sir Henry Pottinger* を全権使節に任命し、彼の最初の条件を貫徹させるべく戦争を続行させた。この年の八月にはウィッグは総選挙に敗北し、翌年の八月に南京条約を締結したのはトリー政府であつたが、その条約の内容はほぼパーマストンの条件に沿うものであつた。かくして、イギリスの軍艦を繰出したアヘン戦争は終結したのだが、パーマストンの目的は、第三章で引用した手紙にあつたように、ヨーロッパ市場での競争の激化に直面したイギリス商工業(綿工業)に新しい市場を開拓すること、自由貿易を拡大することにあつた。彼はイギリス貿易のために市場を開拓するという政府の義務を遂行したのである。

一八四四年にアヘン戦争の英雄ポティンジャーが帰国した時、イギリス商工業者は彼を熱烈に歓迎し、彼の方も「ランカシャーの全工場といえども、この国(中国)の一省に十分な靴下の材料を製造することはできない」などと演説し、彼らの中国市場への期待を煽つていた。ところが対中国貿易は好況と不況の間を激しく揺れ動き、その輸出額は期待されたほどには伸びなかつた。

アヘン戦争により中国に自由貿易を強制することに成功したにも

かわらず、中国はイギリス商工業界の期待を満す市場とはならなかつたのである。それは何故か。一八四七年に中国貿易特別調査委員会が設けられ、アヘン貿易が中国の購買力を吸いつくしているという認識を示してはいたが、その根本的な原因は解明しえていなかつた。その根本的原因とは何か。それを明らかにしたのが、一八五二年に書かれ一八五九年に日の目をみた、かの「ミッチェル報告書」である。この「報告書」は、南京条約により貿易の障害となるものが除去されたにもかかわらず対清国向工業製品の輸出が伸びない根本的原因を、到底イギリス綿工業が競争しえない低廉さで生産される中国の土着綿工業の存在に見出した。かくて、その原因は、

「小農業と家内工業の結合である中国社会の経済構造」に関わつてゐることが明らかにされたのである。対中国貿易を急速に増加せんとすればこの中国社会の経済構造を破壊するしかないのだが、「公式帝国」でない中国においては、それはとりあえずは流通過程での資本制商品の分解作用を待つしかなく、その作用は徐々にしか効果を現わさない。これが当時の状況であつたといえよう。加えて、清国政府が本気で南京条約を履行しようとしないうちにもイギリスの商業界は不満を持つてゐた。

こうした、イギリスにとつてまことに不満足な状況の中で起つたのがアロー号事件であり、それを契機とするアロー号戦争(第二次アヘン戦争)であつた。アロー号事件に因つて一八五七年の議会で盛んに討論が行われたが、その議論はパウリングの行為が正しかつたか否かに集中されていた。しかし、こうした議論はなんの意義も

持つていなかつた。「正真正銘の現実の事態」は、「金と官費の鎖で現政府(パーマストン政府)につながれた」タイムズ紙によつて次のように明快に説明されている。

「イギリスの進取の精神が中国社会の構造と衝突したのである。この行為は適法かどうか、あの行為は適切かどうかなどという、瑣末なごまごました問題は、忘れられる運命にある。世界の正常な避けられない発展のうちには、ある時期において、イギリス人のような進取の精神に富む航海者の民族が、わが国の貿易にたいして容易に門をひらく富んだ国土に住む中国人のような進歩能力を欠く弱い民族と、強制的に国交をひらくことは事の必然であつた」と。

ここには「ヴィクトリア期の膨脹の精神」があらさまに吐露されてゐるが、それはともかく、その後の軍事行動により獲得した天津条約(一八五八年)・北京条約(一八六〇年)を考えれば、これが「現実の事態」であつたことは疑いない。これらの条約によりイギリスは関税の引下げと貿易港の増加という意味で更なる自由貿易の拡大を獲得したのである。

それだけではなかつた。イギリス政府は、一八五八年の中英税則会議においてアヘン戦争時からの宿願であつたアヘン貿易の合法化を決定させたのである。この合法化の重大な意味は、綿花と共にイギリス—インド—中国間の「三角貿易における重要な連環を形成した」アヘン貿易がイギリスの世界市場構造の中に確固たるものとして位置づけられたことであつた。

最後に、太平天国の乱に対するイギリス政府の態度を見ておく。

最初は厳正中立を守るといふ態度を取っていたが、天津・北京条約締結後その態度を変え、清朝側を支持し太平軍を攻撃した。この態度の変化をパーマストンは大要次のように説明している。——我々は清朝と過去において争ったが今は友好状態にあり、清国との貿易はこの四年間に大いに増加した。我々は太平軍から清朝を守っているが、それは「中国が内乱状態にあることは中国と貿易している人々の利益にならないからである」。太平軍は権力を掌握するには十分強力でないで、内乱を終結させる唯一の方法は中国の皇帝が彼らを鎮圧するのを助けることである。

要するに、イギリスの経済的利害のために内政干渉を敢行したのである。

かくして、天津・北京条約締結、太平天国の乱鎮圧を経て、本章の冒頭の引用文においてパーマストンが述べたように、「遂に両国にとり有益な平和で安定した通商関係」が樹立されたのである。但し、いうまでもなく、「両国にとり」とは「自由貿易帝国主義」者の言分である。また、この時期においては、イギリスが群を抜く市場占有率を確保していたとはいえず、「公式帝国」でない中国市場の独占は不可能であり、フランス、ロシア、アメリカとの競合は免れえなかった。帝国主義時代の開幕が目前に迫っていたのである。

## 2 インド

中国は「非公式」的手段によりイギリスのヘゲモニー下に組込まれたのだが、次に「公式」的手段により組込まれたインドの場合を見て

して責任を負っていたからである。

これを手懸りに、「公式帝国」インドの建設と支配の実態について見てみよう。ハーネティが述べていたように、十九世紀中葉にイギリスは着々とインドを併合し、「公式帝国」を拡大していたのであるが、この併合政策はもちろんパーマストンの支持を得ていた。そして、少くともベラールやナグプールの併合の場合は、アメリカ綿花の供給減少・途絶に備え、かつその価格を低く押える「バックアップ・ソース」としてインドを開発することを要求していたイギリス綿工業の要請に沿うものであった。インド総督 Lord Dalhousie はナグプールとベラルの併合の翌年、監督局長 Sir Charles Wood に次のように述べている。「私は、ナグプールとベラルの占領があなたの工業上の困難、つまり綿花供給に対して持つ意味に特に注目していただきたい」と。また一八五六年に公刊された議事報告書の中では、彼は「インド大陸の中で知られている最上質の綿花地帯を獲得した。かくて、イギリス工業の中の一つの重要な部門の原料の不足を補える大きな追加的供給のチャンネルを開拓した」とこれらの併合を自賛していた。かくて、インドを原綿供給地として開発したいというイギリス綿工業の願望を少くとも一つの要因としてインドの「公式帝国」は拡大・建設されたのである。

この「公式帝国」インドにおいては、通説でいうところのいわゆる「レッセ・フェールの時代」、「植民地への無関心の時代」に、十九世紀中葉におけるイギリス自由貿易運動の本質を白日のもとに晒しつつ、レッセ・フェール、自由貿易と様々な国家干渉が同時に要

いこう。実をいえば、「自由貿易帝国主義」論争においては、インドをこの問題の枠内に入れるべきかどうかめぐって対立が続いている。R. J. Moore, P. Haneyららがギヤラハロビンソンらの問題意識に沿ってイギリスの対インド政策を「自由貿易帝国主義」の立証のための重要な根拠であると主張するのに対して、プラットは、インドは特別なケースである継承された帝国だとしてインドをこの問題の枠外に置いている。筆者はプラットの主張を支持しえない。次のようなハーネティのプラット批判はきわめて説得的である。「第一に、インドは十九世紀中葉においては単なる継承された帝国ではなかった。膨脹は、一八四六年の自由貿易の勝利以後も続いた。その主なものだけ挙げると、一八四九年にはベンジャブが、一八五三年にはベラールとナグプールが、一八五六年にはオウダが、それぞれ併合されている。しかも、ベラールとナグプールは、その綿花生産能力に目をつけられ併合されたのである。第二に、帝国の最重要部分であるインドを除外してヴィクトリア中期の帝国への態度を考察することは歴史的に不可能である。更に、一八五八年にインドの支配権が東インド会社からイギリス国王の手に移ったことにより——これはランカンシャが長らく要求していた変化であった——、インドは以前よりもずっと緊密に帝国に統合された。今やインド大臣がインドの行政に対して詳細な支配権を行使することになった。同時に、彼は、彼の前任者であった監督局長よりもずっと、ランカンシャ綿工業ロビーのような政治的圧力グループに感化されやすくなった。というのは、監督局長は、東インド会社の取締役会と共同

求・実現され経済的植民地としての開発が行われた。

後進国をイギリスを中心とする資本主義の世界体制の中にイギリスにとっての「補完的・衛星型経済」として組込む主要武器であった自由貿易は、中国に対しては軍事力の発動をもって強制されたが、インドへの「自由貿易の強制」は、イギリス政府——インド政庁——イギリス産業資本(綿工業)の間に一定の離間性を見せつつ、最終的には産業資本の圧力を動因としてイギリスの政治状況・構造からの規定の中で三者が経済的ナショナリズムの方向に包み込まれる形で実現される。ここでいう「自由貿易の強制」とは、もちろん中国におけるような開港と不平等条約の締結という問題ではない。インドにおける自由貿易は一八一三年の東インド会社の貿易独占の廃止により一応実現されている。それは次のようなことである。セポイの反乱後、インド政庁は財政難に陥入り、これを解決するため輸入関税を綿糸の場合従来の一・五%を一八五九年に5%に、続いて六〇年には一〇%に引上げ、綿布の場合は従来の一・五%を五九年に一〇%に引上げたのだが、これに対しイギリス綿工業の利害を代表するマンチエスター商業会議所などが引上げ反対、更には撤廃を要求しイギリス政府——インド政庁に圧力をかけ結局、一八六二年に綿糸・綿布関税が旧水準(それぞれ三・五%、5%)に引下げられ、一八八二年には遂に関税が撤廃されるに至る。これがここでいう「自由貿易の強制」である。但し、八二年は我々の視界からは遠すぎるので、とりあえず六二年の旧水準への引下げまでを問題としよう。この時のマンチエスター商業会議所らの輸入関税引下げ・撤廃の論拠は、一、

それが自由貿易の原理に反すること、二、それがインド綿工業に保護を与えていること、三、その結果、インドの産業を農業から他の生産的でないチャンネルに逸し、そのために綿花価格を上昇させ、インド綿花の購買者であるイギリス綿工業の生産費を高めている、などというものであった。要するに、彼らの主張は彼らの錦の御旗たる自由貿易の原理を大義名分としてインドはイギリスの綿製品市場・原綿供給地以外であってはならないと主張するのである。彼らはこうした論拠を押し立て、イギリス政府——インド政庁に、首相パーマストン、インド大臣ウッドとの直接会談、議会への請願など直接・間接に圧力をかけた。

これに対し、イギリス政府——インド政庁は、インド輸入関税が保護関税であってはならないという点ではマンチェスター商業会議所らと一致していたが、ただ統治責任者としてインド財政のバランスを取らねばならないという事情から、当初は財政状態が好転すれば軽減するという約束を与えるのみで彼らの要求を認めなかった。しかし、南北戦争による綿花飢饉・原綿価格騰貴の中で不況にあえぐマンチェスター商業会議所などからのより強力な圧力を受け、イギリス政府——インド政庁は、インド財政好転の見込みの下で、マンチェスター等の綿工業関係者を鎮静させる政治的必要性を優先させインド輸入関税の旧水準への引下げを決定したのである。

イギリス政府——インド政庁がこの決定を下した事情をもう少し具体的に見ておこう。一八六二年二月には、関税の軽減にはインド財政の好転という条件が必要であると考えていたウッドが、三月に歓迎したことはいうまでもない。また後日、インド財政の予想は誤っており、実際は赤字になることが判明し、ウッドはインド政庁に教育と公共事業への出費を抑えるよう指示したが、この関税軽減には十分賛意を表明していた。

マンチェスター商業会議所などの綿工業関係者らは、かくの如き自由貿易原理の貫徹を大義名分とする輸入関税引下げ・徹廃の要求という、レッセ・フェール、自由貿易の原理が支配的影響力をもっていた十九世紀のイギリスにおいては正当化されなくてはならない要求と共に、他方において、イギリス綿工業の原綿供給地としてインドを開発するため様々な国家干渉(例えば、インド綿花の品質改良のための諸政策等)をインドはレッセ・フェール、自由貿易の例外であると主張して要求し、また、インドをイギリスの綿製品市場・原綿供給地として開発することに関連して鉄道・運河・道路等の交通手段の改善・拡充のための公共事業をも要求していた。前者については、少くともレッセ・フェールの信奉者たるウッドがインド大臣として在任中はきわめて限定された政策しか実施されなかったが、後者についてはこのウッドの在任中にもかなり実施されていた。前者については、ウッドは需給の法則の作用に任せざるべきと考えていたが、後者については、ウッドも政府がインドの交通手段を発達させる積極的義務があると考えていたからである。こうした要求に対するイギリス政府——インド政庁の対応もやはりイギリス国内の政治状況に多分に影響されていた。例えば、ウッドは一八六二年八月に、インドの財政収支の残高から三〇〇万ポンドを綿花の輸送など

は綿工業関係者の輸入関税への不満(特に一〇%課せられていた綿布に対する)に関してインド総督 Lord Eln に次のように述べている。「彼らの被害は感情的なものである。彼らの被害についての言分は全くの戯言にすぎず、一〇%がその被害に関係があるとは考えないが、そうすること(五%に軽減すること)は大変好評を博すことになり、彼らの被害によって擾乱された感情を鎮静させるであろう」と。四月九日には、エルギンがウッドに、一八六二年—三年度について一〇〇万ポンド以上の財政余剰が見込めることを報告し、その使い道として、現行の輸入関税は保護的機能を果しており、またたとえそのことが明白でないにしても、この関税がイギリス国内で引起している不満が悪影響をもたらすことを避けることはきわめて望しいとして関税の軽減を勧めていた。これが政治的必要性を優先させた具体的事情である。綿糸・綿布関税の旧水準への引下げはインド総督参事会財務委員 S. Jung により一八六二年四月一六日に宣言されたのだが、その理由は、一、現行輸入関税の賦課の対象はもっぱらイギリス製品であるので、それはイギリスの帝國的利害を損ねている、二、それは自由貿易の原理に照して妥当性を欠いている、というものであった。この決定を導いた背景には、この理由に見られるように、また、この翌日レイニングが「私は、イギリスが両国(英印)間の貿易が有害な干渉を受けないように必要な収入を徴収するようインドに要求しうる相当な根拠があることを否定しえない」と述べたように、イギリスの経済的ナショナルリズムも存在していたといえる。なお、イギリスにおいてウッドがこの決定を

のための道路建設等の公共事業に使用する権限をインド政庁に与えたが、この時すでにインド政庁は、それをイギリス軍のためのバラック建設に使用することを決定してしまっていた。この事態に当惑してウッドはインド総督参事会財務委員 Sir C. Treveljan に次のような文面の書簡を送った。「あなたは綿花の生産と輸送を促進するあらゆる手段に関する我が国の感情の状態を御存知のことと思います。私はこの目的のために三〇〇万ポンドを許可した。……………もし私が灌漑などのための資金をバラックなどに送り込めば必ず起るであろう綿業利害関係者 cotton people の蜂起を想像して下さい」(一八六三年三月九日)。「この点に関しては、私は強い調子にならざるを得ない。どうか自殺的な行為をしないでほしい。……………敏感な綿業利害関係者は、我々が彼らを無視していると述べている。彼らは五%の関税については気にしていないが、我々は道路を建設しなければならぬと述べている。彼らが道路を建設しなければならぬ」といふのは正当である」(三月十六日)。そして、結局、このウッドの要望はインド政庁に受け入れられることになった。

十九世紀中葉においてインドは、イギリスにとって綿製品市場、原綿供給地、鉄道資材とそれに結びついた資本の市場、イギリスのアジア貿易の中心地、アジアにおけるイギリスの兵營、としてまさにイギリス帝国の最重要部分だったのであるが、その地位は、上述のような諸政策によりイギリスによってインドに与えられたのである。

- 註① E. J. Hobsbawm, *Industry and Empire*, London 1968, pp. 113-114.
- ② 「自由貿易帝国主義」の対象となつたのは低開発世界一般であり、その中心アジア地域のものはなかつた。特にナチン・ブネツカ諸国はイギリスの「非公式帝国」の支配下にありつたと考えべきである。 Cf. W. M. Mathew, "The Imperialism of Free Trade: Peru, 1820—1870", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd Ser., XXI, 1968. (この論文はキヤリン・ニコルソン説を否定しようとするが、その取柄にふれた材料はむしろ彼女の議論の正しさを裏づけるものが多い)；P. Winn, "British Informal Empire in Uruguay in the Nineteenth Century", *Past & Present*, No. 73, 1976. (この論文はキヤリン・ニコルソン説を強力に支持しようとする)。
- ③ Palmerston to Russell, 5 Oct. 1864. (J. Ridley, *op. cit.*, p. 543).
- ④ R. Robinson & J. Gallagher, *Africa and the Victorians*, Chap. I.
- ⑤ D. C. M. Platt, "Further Objections", p. 79.
- ⑥ A. Redford, *Manchester Merchants and Foreign Trade: 1794—1858*, Manchester U. P. 1934 (reprint 1973), pp. 113-4.
- ⑦ *Ibid.*, pp. 115-118.
- ⑧ E. G. Wakefield, *England and America: A Comparison of the Social and Political State of Both Nations*, 1833, (reprint New York 1967) p. 153.
- Liverpool U. P. 1960, p. 197. 堀晋作・西村閑也訳「一九七四年 二三四頁。
- ⑩ J. Ridley, *op. cit.*, p. 539.
- ⑪ 一八六六—七〇年の間、イギリスは中国の輸入貿易の半分以上を輸出貿易にまわして五七%を占めていた。角山栄「イギリス綿工業の発展と世界資本主義の成立」原野・飯沼編『世界資本主義の形成』一九六七年、一三〇頁。
- ⑫ 中国での「自由貿易帝国主義」は「キヤリン・ニコルソン説」の中心であり (R. Robinson & J. Gallagher, *Africa and the Victorians*, p. 6), 必ずしも実りあるものではない。トーマスの「イギリス」遠隔地市場への通商はな多くの困難があったにもかかわらず (D. C. M. Platt, "Further Objections")、だからといって中国での「自由貿易帝国主義」の事実を否定するつもりではないのである。
- ⑬ R. J. Moore, "Imperialism and Free Trade in India 1853—54", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd Ser., XVII, 1964. 本論文は「インチャスター派がインドを棉花供給地として開発するために鉄道建設等の公共事業投資の推進に深く関わったことを立証したものである。
- ⑭ D. C. M. Platt, "Some Reservations," p. 296.
- ⑮ P. Harberty, *Imperialism and Free Trade: Lancashire and India in the mid-nineteenth century*, Vancouver 1972, pp. 4-5.
- イギリス資本主義の発展と自由貿易政策(東田)
- ⑥ A. Redford, *op. cit.*, pp. 118-119.
- ⑦ Palmerston to Minister of Emperor of China, 20 Feb. 1840, Palmerston to Elliot, 20 Feb. 1840. (J. Ridley, *op. cit.*, p. 254).
- ⑧ 衛藤藩吉『近代中国政治史研究』一九六八年、二二八—二三二頁、二二八頁。
- ⑨ 田中正俊『近代中国経済史研究序説』一九七三年、一六八—一六九頁。
- ⑩ 参照。同「一五九—二〇二頁。衛藤、前掲書、二二六—二三三頁。
- ⑪ ヘルクス「中国との貿易」『ヘルクス・ニエンゲルス選集』第八卷上、二二六—二三三頁。
- ⑫ 同「二三三頁。
- ⑬ ヘルクス「米谷とイギリスの選挙」『ヘルクス・ニエンゲルス選集』第八卷上、六三三頁。
- ⑭ ヘルクス「英華紛争」『ヘルクス・ニエンゲルス選集』第八卷上、二四—二五頁。
- ⑮ この問題については、井上裕正「清代咸豊期のアヘン問題について——特に咸豊八(一八五八)年におけるアヘン貿易の合法化をめぐること——」『史料』六〇巻三号(一九七七年)を参照。
- ⑯ S. B. Saul, *Studies in British Overseas Trade: 1870-1914*,
- ⑰ J. Ridley, *op. cit.*, p. 540. 但し「ヘーバーステンは、しばしば考えられたように、たゞの無原則的な併合主義者ではなかつた。 Cf. K. Bourne, *The Foreign Policy of Victorian England 1830—1902*, Oxford 1970, pp. 333-334.
- ⑱ P. Harnetty, *op. cit.*, p. 37.
- ⑲ Dalhousie to Wood, 4 Mar. 1854 (*Ibid.*, p. 4).
- ⑳ A. W. Silver, *Manchester Men & Indian Cotton 1847-72*, Manchester U. P. 1966, p. 74.
- ㉑ P. Harnetty, *op. cit.*, Chap. 2, do, "The Imperialism of Free Trade: Lancashire and the Indian Cotton Duties, 1859—1862", *Econ. Hist. Rev.*, XVIII, 1965; 吉岡昭彦「大不況期のイギリス綿業資本とインド輸入関税の撤廃」高橋・安藤・近藤編『市民社会の経済構造』一九七二年。
- ㉒ インド輸入関税問題については、特に断わりのない限り次の論文に依拠しよう。P. Harnetty, "The Imperialism of Free Trade".
- ㉓ 次の元インチャスター商業会議所会長で現下院議員の T. Banzley の発言はこうした彼らの願望を端的に表現している。「インドの重要なインチャスターは商工業にはなく農業であるべきだ」(*Cotton Supply Reporter*, Feb. 1862). P. Harnetty, *Imperialism and Free Trade*, p. 6.
- ㉔ 具体的には D. C. M. Platt の論文を参照しよう。ただ、ここでは「簡単に」次を参照。A. W. Silver, *op. cit.*, Appendix C,

pp. 300-1.

③⑤ 綿糸への関税は一八六一年に五%に引下げられていた。

③⑥ Wood to Elgin, 3 Mar. 1862, (P. Harnetty, "The Imperialism of Free Trade", p. 346).

③⑦ Elgin to Wood, 9 April 1862 (*Ibid.*).

③⑧ *Ibid.*, p. 347.

③⑨ P. Harnetty, *Imperialism and Free Trade*, p. 7.

④① P. Harnetty, "The Imperialism of Free Trade", p. 348.

④② P. Harnetty, *Imperialism and Free Trade*, chap. 3. 例え

ば、かのコブデンがやがて一八六三年の下院において「ランカンヤ(綿工業)の人々はインド問題になると自由貿易の原理を守らないという非難に対して「マダム・スミスの原理はイギリスとインドとの関係には及ばず、アメリカからの棉花供給の中断という国家的災害は政府による介入を正当化すると反論していた。少くともインドに関してはマンチェスター派よりも大臣ウッドの方がはるかにレッセ・フェール、自由貿易に忠実であった (*Ibid.*, p. 51)。

④③ *Ibid.*, chap. 4. P. ハーネッティはかくの如きイギリス綿工業資本のレッセ・フェール、自由貿易と国家干渉の御都合主義的併用による利害の貫徹という態度の中に、イギリスの自由貿易の教義と帝國的利害との「結合」と「調和」を見出している (*Ibid.*, pp. 123-126). 筆者はこれが十九世紀中葉のイギリス自由貿易運動の本質であり、「自由貿易帝国主義」の本質にも連

なる態度であると考える。ただ、産業資本家などとは一応区別されねばならない。コブデン、フライトウを「自由貿易帝国主義」論の中での位置のむきかき今後の課題である。

④④ *Ibid.*, pp. 43-47, 51; W. A. Silver, *op. cit.*, p. 171. この政策で政府が積極的になかったものの理由はマンチェスター等の綿業利害関係者の態度そのものがあつたことにある。

④⑤ P. Harnetty, *Imperialism and Free Trade*, pp. 51, 62.

④⑥ *Ibid.*, p. 63.

④⑦ *Ibid.*, p. 64.

*Ibid.*

④⑧ E. J. Hobsbawm, *op. cit.*, p. 122; L. H. Jenks, *The Migration of British capital to 1875*, London 1938, p. 207.

④⑨ R. Robinson & J. Gallagher, *Africa and the Victorians*, p. 11-13.

## 五、結語

以上の分析から、十九世紀中葉における資本主義の世界体制を構築する起動力となったイギリス資本主義の世界的展開が当該段階におけるイギリスの「世界政策」としての「自由貿易帝国主義」により導かれたと言っても大過ないであろう。「自由貿易帝国主義」の社会的推進力たるイギリス綿工業資本の圧力を起動力として、インドでは併合により「公式帝国」が建設され、世紀中葉のイギリス自由

註① 第一章註⑦参照。

② D. C. M. Platt, "Some Reservations", p. 306. かくの如きプラットのイギリスの世界経済上の覇権は政府の対外活動(干渉)とは関係なく確立・維持されたという主張は、「政府の正統的機能 legitimate functions は、市場を開くこと、条約上の権利の維持およびイギリス臣民の保護」に尽きたという認識(D. C. M. Platt, *Finance, Trade, and Politics in British Foreign Policy 1815—1914*, 1968, pp. 360)と、この正統的機能によるイギリスの覇権の確立・維持は問題外であるという理解とを前提としている。

地主政府は、ほぼ十九世紀末、大不況期に至るまでイギリスの政治的支配階級として君臨していた。ウィング自由党、トリー保守党にしても地主階級を主たる構成メンバーとしていたのである。つまり、かくの如き対外政策を展開したのは、他でもない地主政府だったのである。地主政府は、ナショナル・インタレストの管理人として政策を決定・遂行することにより政治権力を維持し続けたのであるが、ナショナル・インタレストの促進を目的とする政府の対外政策もその一環であり、それは「自由貿易帝国主義」によって「全世界を収奪する」資本主義の世界的展開を導き、ナショナル・インタレストの基礎を創出しつつ、やはり国内政治の安泰・地主政府の安泰をもたらすものとして作用したのである。

こうした考え方は、次の三点で批判されるべきであろう。第一に、政府の正統的機能についての指摘を一般論として正しいと認めたとしても、そのことが政府が必要とあらば正統的機能以上のことを行う用意のあったことを、あるいはそれが正統的機能以上に重要であったことを否定することにはならない(例えばプラットは内政干渉はしないというのがイギリス外交政策の原則であるというが、太平天国の乱の鎮圧は内政干渉以外の何ものでもない)。第二に、正統的機能そのものがイギリスの覇権の確立・維持に決定的役割を果たしたと考える方が歴史の実態に則している。端的にいって、プラットには、彼のいう正統的機能が——たとえ平和的に作動したとしても——その作動対象となった国をイギリスの「非公式帝国」化してしまうこともありうるという視角が欠落している(十九世紀中葉における世界史

状況の中で自由貿易の機能を想起せよ)。第三に、第二点に  
関連して、そもそも市場の開放には軍事力(国家権力)の発  
動は不可避ではなからうか。プラットは反対しているが(D.C.  
M. Platt, "Some Reservations", p. 304)。中国の場合を考え  
れば、軍事力がイギリスの商業上の覇権獲得のための常套手段  
であったという方に歴史のリアリティがあるように思われる。

〔追記〕 本稿は、一九七七年度広島史学研究会大会シンポジウム  
〔テーマ〕「資本主義確立期の諸特質」での報告に一部補  
正を加えたものである。

### 広島史学研究会会則

(一九七四年一月改正)

第一条 本会は広島史学研究会と称す。  
第二条 本会は歴史学および歴史学に関連する諸科学を研究し、さらに  
その普及ならびにこれらの研究者の連絡協同を目的とする。  
第三条 本会は次の事業を行なう。  
研究会・史学研究の発行  
研究会・講演会・討論会および資料展覧会等の開催  
図書出版

その他本会の目的を達成するに適當な諸事業

第四条 本会の目的に賛同する者は会員となることができる。会員は所  
定の会費(年額二、〇〇〇円)を納めて本会の事業に参加し、  
会誌の配布を受けるものとする。会員は年一回の総会において  
本会の会計および事業を議決し役員を選任する。  
第五条 本会に次の役員を置く。任期は一年とし再任をさまたげない。

理事 二名(内一名理事長)

監事 二名

評議員 若干名

理事・監事は総会で選出される。

理事は理事会を構成し、会務を処理する。

理事長は理事会において互選され、本会を代表する。

監事は会計を監査する。

評議員は理事会の推薦により、総会の承認を得て選任され、理  
事会の諮問に応ずる。

第六条 理事会は第三条に定める事業を遂行するため委員会を置き、委  
員若干名を委嘱する。

第七条 本会は事務室を広島大学文学部内におく。

#### 付 則

一、本会の会計年度ならびに役員年度は一月一日から二月三十一日ま  
でとする。

二、本会則は昭和四十九年度からその効力を発するものとする。

◎ 会費年額二、〇〇〇円は前納。

◎ 「史学研究」は年四回発行。